第 16 号

平成30年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県電気事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,425,188千円	△412千円	1,424,776千円
第2項 営業外収益	184,301千円	△412千円	183,889千円
	支	出	
第1款 事 業 費	1,786,301千円	△35,977千円	1,750,324千円
第1項 営業費用	1,684,388千円	△35,977千円	1,648,411千円
(資本的収入及び支出)			

第3条 予算第4条本文括弧書中「405,989千円」を「396,164千円」に、「233,231千円」を「232,504千円」に、「172,758千円」を「163,660千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(請)
	収	入	
第1款 資本的収入	3,146,255千円	△295,071千円	2,851,184千円
第2項 企 業 債	2,790,000千円	△295,000千円	2,495,000千円
第3項 荒瀬ダム関連			
交 付 金 等	90,701千円	△71千円	90,630千円
	支	出	
第1款 資本的支出	3,552,244千円	△304,896千円	3,247,348千円
第1項 建設改良費	3,127,466千円	△304,896千円	2,822,570千円
(企業債)			

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「2,790,000千円」を「2,495,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 547,712千円 △45,654千円 502,058千円

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
電気事業関係業務		平成 3	1年度			千円 3,275
企業局所有施設等管理業務		平成 3	1年度			6,305
情報処理関連業務		平成 3	1年度			1,060
事務機器等賃借		平成3	1年度			2,681
荒瀬ダム撤去関連業務		平成3	1年度			10,000

平成31年2月21日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫